

海上交通安全法施行令  
内閣は、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項、第二条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項及び第三十三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。  
(法適用海域と他の海域との境界)  
第一条 海上交通安全法（以下「法」という。）  
第一条第二項の法を適用する海域（以下「法適用海域」とする。）との境界は、次の表に掲げるところとする。

急に処理することを要するものを行うための船舶で、これを使用する者の申請に基づきその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長が指定したものとする。  
一 消防、海難救助その他救済が必要とする場合における援助  
二 船舶交通に対する障害の除去  
三 海洋の汚染の防除  
四 犯罪の予防又は鎮圧  
五 犯罪の捜査  
六 船舶交通に関する規制  
七 前各号に掲げるもののほか、人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他の海上保安庁長官が特に公益上の必要があると認めた用務（緊急用務を行う場合の灯火等）

第六条 前条の規定による管区海上保安本部長の指定を受けた船舶は、法第二十四条第一項の規定により航行し、又はびよう泊をするときは、周囲から最も見えやすい場所に、夜間は国土交通省令で定める紅色の標識を表示しなければならない。（ろかい船等が灯火を表示すべき海域）

第七条 法第二十八条第一項の政令で定める海域は、法適用海域のうち航路以外の海域とする。（航路の周辺の海域）

第八条 法第四十条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあっては、馬島側を含む。）二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。

第三条 法第二条第一項の政令で定める海域は、別表第一に掲げる海域とする。  
第四条 法第二条第四項の政令で定める海域は、（指定海域）東京湾に所在する法適用海域とする。  
第五条 法第二十四条第一項の政令で定める緊急用務を行つたための船舶は、次に掲げる用務で緊

3 この政令の施行前にされた海上交通安全法施行令第四条の規定による申請に係る処分に関してもは、なお従前の例により海上保安庁長官が職權を行使する。  
附則（昭和五四年一月一九日政令第七号）  
この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。  
附則（昭和五九年六月六日政令第一六号）抄  
(施行期日) この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第一 東京湾内の次に掲げる海域

法適用海域所在	海域
瀬戸内海	瀬戸内海
伊勢湾	伊勢湾
東京湾	東京湾
洲崎灯台（北緯三四度五八分三一秒東経一三九度四五分二七秒）から劍崎灯台（北緯三五度八分二九秒東経一三九度四〇分三七秒）まで引いた線 大山三角点（北緯三四度三六分七秒東経一三七度八分四七秒）から石鏡灯台（北緯三度二六分四〇秒東経一三六度五五分二五秒）まで引いた線 紀伊日ノ御崎灯台（北緯三度五二分五五度三九分三八秒東経一三七度四分一一秒）から佐久島南端まで引いた線及び同地点から羽豆岬まで引いた線 紀伊日ノ御崎灯台（北緯三度五二分五五度三九分三八秒東経一三七度四分一一秒）から蒲生田岬まで引いた線	洲崎灯台（北緯三四度五八分三一秒東経一三九度四五分二七秒）から劍崎灯台（北緯三五度八分二九秒東経一三九度四〇分三七秒）まで引いた線 大山三角点（北緯三四度三六分七秒東経一三七度八分四七秒）から石鏡灯台（北緯三度二六分四〇秒東経一三六度五五分二五秒）まで引いた線 紀伊日ノ御崎灯台（北緯三度五二分五五度三九分三八秒東経一三七度四分一一秒）から佐久島南端まで引いた線及び同地点から羽豆岬まで引いた線 紀伊日ノ御崎灯台（北緯三度五二分五五度三九分三八秒東経一三七度四分一一秒）から蒲生田岬まで引いた線
紀伊半島（北緯三度五二分五五度三九分三八秒）から閑崎灯台（北緯三度一六分五四秒）まで引いた線	紀伊半島（北緯三度五二分五五度三九分三八秒）から閑崎灯台（北緯三度一六分五四秒）まで引いた線

第一 東京湾内外の次に掲げる海域

第一 東京湾内外の次に掲げる海域

第一 東京湾内外の次に掲げる海域

第一 東京湾内の次に掲げる海域



線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸に  
より囲まれた海域

七 高倉山山頂（北緯三四度二一分一四秒東經  
三五度一七分二六秒）から二九七度五、六〇〇  
メートルの地点から一五八度に引いた線、同地  
点から四一度一、一〇〇メートルの地点まで引  
いた線、同地点から五〇度六、八〇〇メートル  
の地点まで引いた線、同地点から一五〇度に引  
いた線及び陸岸により囲まれた海域

八 平磯灯標（北緯三四度三七分一八秒東經一三  
五度三分五五秒）から七六度三〇分四、〇〇〇  
メートルの地点から三五二度に引いた線、同地  
点から二五五度一、五〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から二八九度五〇メートル  
の地点まで引いた線、同地点から二五五度一、  
一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点か  
ら三四五度二〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から二五七度三〇分一、七〇〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から二七八度  
一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から三一二度一、四〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から二七〇度一、一〇〇メー  
トルの地点まで引いた線（同地点から三五八度  
九 東播磨港二見西防波堤、同防波堤灯台（北緯  
三四度四一分三三秒東經二三四度五三分一  
秒）から二四度一、三〇〇メートルの地点ま  
で引いた線、同地点から一七九度二、五〇〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から一〇七  
度八、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同  
地点から六五度に引いた線及び陸岸により囲  
まれた海域（うち江井島港西防波堤灯台（北緯  
四度四〇分二七秒東經二三四度五四分三七秒  
から二〇九度に引いた線の東側四〇〇メートル  
以内の海域以外の海域

十 上島灯台（北緯三四度四一分一三秒東經一三  
四度四二分五一秒）から三八度六、七〇〇メー  
トルの地点から二〇度に引いた線、同地点から  
二九六度三、四二〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から二〇度に引いた線及び陸岸によ  
り囲まれた海域

十一 萬島灯台（北緯三四度四四分一秒東經  
三四度二七分五一秒）から一一五度二、九〇〇  
メートルの地点から七七度に引いた線及び陸岸  
から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれ  
た海域

十二 赤穂灯標（北緯三四度四三分二三秒東經  
三四度二四分二五秒）から三五四度に引いた

線、同灯標から六三度三、三〇〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から三四一度に陸岸ま  
で引いた線及び陸岸により囲まれた海域

十三 院下島灯台（北緯三四度三九分五秒東經一  
三四度二六分八秒）から五〇度八五〇メートル  
の地点から一九三度一、八〇〇メートルの地点  
まで引いた線、同地点から二二二度一、六〇〇  
メートルの地点まで引いた線、同地点から二七  
八度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から一六度三、八〇〇メートルの地点まで引  
いた線及び同地点から同灯台から五〇度八五〇  
メートルの地点まで引いた線、同地点から二七  
八度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から二二六度八〇〇メートルの地点まで引  
いた線により囲まれた海域

十四 松島灯台（北緯三四度三五分三七秒東經一  
三四度二八分三七秒）から三五一度一、五五〇  
メートルの地点から一四〇度一、七〇〇メート  
トルの地点まで引いた線、同地点から二二二度九  
〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から  
二六八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から三三一度六〇〇メートルの地  
点まで引いた線により囲まれた海域

十五 家島觀音崎（北緯三四度三九分三九秒東經一  
三四度三三分四四秒）から一九八度三、四〇  
〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二  
五九度三、四〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から西島オズノ鼻（北緯三四度三  
八分二六秒東經二三四度二八分一秒）まで引  
いた線、同地点から同島手繩干崎まで引いた  
線、同地点から小ヤゲ島南端まで引いた線（同  
島北端から三八度に西島まで引いた線、同島  
から六六度六、七〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から尾崎鼻灯台（北緯三四度四一分  
五秒東經二三四度三一分一〇秒）まで引いた  
線及び陸岸により囲まれた海域

十六 男鹿島灯台（北緯三四度三九分五四秒東經  
一三四度三四分六秒）から七度二、〇〇〇メー  
トルの地点から二二〇度に男鹿島まで引いた  
線、同地点から一五七度三、五〇〇メートル  
の地点まで引いた線、同地点から二二二度四、九〇〇  
メートルの地点まで引いた線、同地点から二一  
度五、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同  
地点から二一八度三、一〇〇メートルの地点  
まで引いた線、同地点から二二三度四、九〇〇  
メートルの地点まで引いた線、同地点から二二  
度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同  
地点から二一七度一、五〇〇メートルの地点  
まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
（うち富島港北防波堤基点から三三七度に引  
いた線の両側五〇〇メートル以内の海域以外  
の地域）

十七 鞍掛島灯台（北緯三四度四一分一〇秒東經  
一三四度三八分一四秒）から二五四度二、三〇

メートルの地点から一七〇度一、一五〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から二八八度  
の海域以外の海域

二十二 湊港西灯台（北緯三四度一九分五六秒東  
經一三四度四三分四五秒）から二九二度二、五  
〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から  
二六七度一、六〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から二三五度二、五〇〇メートルの  
地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海  
域

二十三 淡路島小浦ノ鼻（北緯三四度一三分三秒  
東經一三四度四二分四秒）から同島潮崎（北緯  
三四度一一分二一秒東經二三四度四三分四  
秒）まで引いた線、同地点から九七度三、六〇  
メートルの地点まで引いた線、同地点から六  
度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同  
地点から二二〇度に引いた線（うち阿万港西町突  
堤基点から二二〇度に引いた線の両側二五〇メー  
トル以内の海域以外の海域

二十四 沼島北端から沼島灯台（北緯三四度一〇  
分六秒東經二三四度四九分一秒）から三五度  
一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から一七四度一、五〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から二二七度二、二二〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から二五三度  
一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から三一八度一、二〇〇メートルの地点まで  
引いた線及び同地点から同島北端まで引いた  
線により囲まれた海域

二十五 先山山頂（北緯三四度二三分三〇秒東經  
一三四度五〇分二〇秒）から一〇六度八、五〇  
〇メートルの地点から二七八度八、三〇〇メート  
トルの地点まで引いた線、同地点から一八五度  
に淡路島まで引いた線及び陸岸により囲まれ  
た海域（うち都志港防波堤灯台（北緯三四度  
二四分五九秒東經二三四度四六分三九秒）から  
二五度三、九〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から二二七〇度に淡路島まで引いた  
線、同地点から一八〇度四、五〇〇メートルの







三〇分、六二〇メートルの地点から一〇一度に生口島まで引いた線、同地点から三四六度三分一、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三〇分九七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五七度三〇分二、一七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九三度六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五四度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

九十三 飘簾島三角点（北緯三四度一七分五秒東経一三三度三分一秒）を中心とする半径二八〇メートルの円内の海域

九十四 三原市南方畠山三角点から一六〇度三〇分二、六三〇メートルの地点から一六度三〇分に引いた線、同地点から二二三度五四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五一度三分五、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五一度三分五、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三二四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

九十五 前長浜山山頂（北緯三四度二〇分三〇秒東経一三二度五八分三七秒）から一五四度一、六五〇メートルの地点から四四度及び二八三度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域

九十六 大三島楠ノ塔三角点（北緯三四度七分東経一三三度三六秒）から三三三度三〇分四、三〇〇メートルの地点から一〇八度七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四九度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度三〇分六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から大久野島南端まで引いた線、同地点から二八四度二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五六度二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四六度三分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度五分八秒まで引いた線、同地点から二七七度九七〇メートルの地点から三三三度三分四、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四八度一七七度に生野島まで引いた線、同地点から二七七度に生野島まで

九十七 生野島二ツ頭三角点（北緯三四度一七分三、九〇〇メートルの地点から五度に引いた線、同地点から二七七度九七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百一 大崎上島鷲崎から生野島二ツ頭三角点から二五度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九八度三、四〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百二 大崎上島大鳥山三角点（北緯三四度一三分三秒東経一三三度五二分四八秒）から二四三度二、七〇〇メートルの地点から三三五度に大崎上島まで引いた線、同地点から二九七度三〇分一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三五度三、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度三〇分二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四九度九度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百三 大崎上島向山三角点（北緯三四度一五分二四秒東経一三三度五三分二〇秒）から三八度一、九二〇メートルの地点から一七六度九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四度一、三二〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から三三三度三分四、三〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

百四 大崎上島向山三角点から三五八度三、九五度一、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度五、四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度五八〇メートルの地

点まで引いた線、同地点から二六五度五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から左組島東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百九 大崎下島一峰寺山三角点（北緯三四度二〇分一九秒東経一三三度五〇分五五秒）から一〇七度一、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二四度一、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九九度七五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から三八度一、九二〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

百十 豊島三角点（北緯三四度一〇分二七秒東経一三三度四六分四九秒）から三六度一、八九〇メートルの地点から一八一度五、四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六七度三分四、一八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度五八〇メートルの地

点まで引いた線、同地点から三一五度三〇分二、二三〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から三五八度三、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五五度三〇分二五〇メートルの地点から一九五度三〇分五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二四度一、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度五八〇メートルの地

点から大戸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百一十六 吳市白岳山三角点（北緯三四度二二分五四秒東経一三二度八分四五秒）から一二一度三〇分一、九〇〇メートルの地点から三四二度百一十七 上蒲刈島大浦南方三角点（北緯三四度一〇分一六秒東経一三二度四四分五八秒）から五度二、一一〇メートルの地点から二六四度に上蒲刈島まで引いた線、同地点から一九九度百一十八 上蒲刈島七国山三角点（北緯三四度一〇分五四秒東経一三二度四三分四〇秒）から一九三度二、一三〇メートルの地点から四八度に上蒲刈島まで引いた線、同地点から二六度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百一十九 下蒲刈島牛ヶ首から九〇度九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百二十 下蒲刈島大平山三角点（北緯三四度一〇分五七秒東経一三二度三九分四八秒）から二二三度三〇分二、一二〇メートルの地点から七五度に下蒲刈島まで引いた線、同地点から二八五度四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一度三〇分二、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五〇度一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同島北端（北緯三四度二一分一一秒東経一三二度四分四〇秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百二十一 上黒島一角点（北緯三四度九分一九秒〇〇メートルの地点から一一度一、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度五、五四〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

で引いた線、同地点から三一〇度七七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五度九五〇メートルの地点まで引いた線及び

トールの地点まで引いた線により囲まれた海域、同地点から同三角点から五四度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域、同地点から一五六度三〇分五、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五九度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五六度三〇分五、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九四度三〇分一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から小情島南端まで引いた線、同島北西端から三六度一、五三〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から一五六度三〇分五、一〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

百二十三 音戸瀬戸北方八幡鳥山三角点から一六六度四、〇五〇メートルの地点から二七九度三分に倉橋島まで引いた線、同地点から一九〇度七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度に同島まで引いた線及び

百二十四 倉橋島中央三角点（北緯三四度七分四〇秒東経一三二度三一分二秒）から五二度四、四〇〇メートルの地点から二八〇度三〇分に倉橋島まで引いた線、同地点から一三七度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九度三〇分に同島まで引いた線及び

陸岸により囲まれた海域

百二十五 倉橋島中央三角点から七六度三〇分四、九九〇メートルの地点から二二二度に倉橋島まで引いた線、同地点から一三九度三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度に同島まで引いた線及び

百二十六 倉橋島中央三角点から一四七度三〇分七、七〇〇メートルの地点から五度に倉橋島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百二十七 鹿島三角点（北緯三四度三分八秒東経一三二度三分五八秒）から一六七度三〇分一、七〇〇メートルの地点から一〇度三〇分に同島まで引いた線及び

鹿老渡島まで引いた線、同地点から二二九度

一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五六度に倉橋島まで引いた線、同島南端から鹿老渡島北端まで引いた線及び

び陸岸により囲まれた海域、百二十八 倉橋島山浦岳三角点（北緯三四度六分一一秒経一三二度一八分一六秒）から一八七度四、六〇〇メートルの地点から一二二度三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から西五番之租灯標（北緯三四度三分五六秒東経一三二度三三分三七秒）まで引いた線及び同灯標から同三角点から一八七度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から鍋島西端まで引いた線、同地点から一八〇度に同島まで引いた線、同地点から小情島南端まで引いた線、同島北西端から三六度一、五三〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から一五六度三〇分五、一〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

百二十九 倉橋島山浦岳三角点から一九五度二七〇〇メートルの地点から一八七度四、六〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域、百三十 倉橋島中央三角点から三三八度三〇分に倉橋島まで引いた線、同地点から一九〇度七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度に同島まで引いた線及び

百三十一 倉橋島中央三角点から三三八度三〇分六、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二三度一、〇五〇メートルの地点まで引いた線及び

百三十二 豆倉鼻（北緯三四度一五分二〇秒東経一三二度三分六秒）から一九九度三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度二七度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七二度三〇分四秒、八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五分四秒）から一七二度三〇分四、八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五分四秒）まで引いた線及び

百三十三 似島安芸小富士三角点から一六三度三、二〇〇メートルの地点から一七三度に江田島まで引いた線、同地点から七九度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度四度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同三角点から五四度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線及び

び陸岸により囲まれた海域、百三十四 似島安芸小富士三角点から一二九度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六〇度三〇分に江田島まで引いた線、同地点から一六二度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

百三十五 西能美島真道山三角点（北緯三四度一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度三〇分六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度三〇分三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六〇度に同島まで引いた線及び

び陸岸により囲まれた海域、百三十六 東能美島梶掛ノ鼻南端から二四七度三〇分三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六三度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度一、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度三〇分四、五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八五度三〇分に同島まで引いた線及び

び陸岸により囲まれた海域、百三十七 西能美島大屋鼻から西能美島能登呂山三〇〇度三〇分四秒）から一七二度三〇分四、八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四七度に同島まで引いた線及び

百三十八 西能美島能登呂山三角点から二五八度三、三〇〇メートルの地点から一四〇度三、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五五度二、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び

び陸岸により囲まれた海域、百三十九 似島安芸小富士三角点から一六三度三〇分六、二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八六度三〇分三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二四度三、八〇〇メートルの地点まで引いた線及び

び陸岸により囲まれた海域、百四十 西能美島能登呂山三角点から二一四度三、三〇〇度一、九八〇メートルの地点から九九度三



ら六一度三〇分)、七七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度四、五七〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
二、八六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度点から一一〇度二、五三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度に屋代島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百六十四 鯛ノ峰三角点(北緯三三度五六分七秒 東経一三三度二六分五一秒)から一三九度三〇分四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から屋代島牛ヶ首まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百六十五 地家室三角点(北緯三三度五二分八秒 東経一三三度二〇分一〇秒)から一九九度一、七七〇メートルの地点から五五度に屋代島まで引いた線、同地点から一八四度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度二、八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八六度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百六十六 屋代島安下埼から同島大波崎まで引いた線、同地点から三九度四、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四一度三〇分二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同島脇矢鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百六十七 高手山三角点(北緯三三度五六分三六秒 東経一三二度一三分四九秒)から四度三、三八〇メートルの地点から一八〇度及び一二八度に屋代島まで引いた線、同地点から一三九度一、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百六十九 地家室三角点から一九九度二、四〇〇メートルの地点から沖家室島西端及び同島南端(北緯三三度五〇分五一秒 東経一三二度二一分五七秒)まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域  
百七十 大水無瀬島三角点(北緯三三度四八分二一秒 東経一三三度二三分四二秒)から四一度三〇分四、八一〇メートルの地点から一九四度

六、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五一度三、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四五度六、一〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から四一度三〇分四、八一〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域  
百七十一 掛津島三角点(北緯三三度四八分四六秒東経一三三度一五分一秒)から五八度三〇分一、九五〇メートルの地点から一三〇度三〇一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九一度五、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八六度七、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九九度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度三〇分二、三九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七六度三〇分二、六四〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から五八度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域  
百七十二 八島三角点(北緯三三度四三分二六秒東経一三三度八分四三秒)から三三九度二、九〇〇メートルの地点から一五五度に八島まで引いた線、同地点から三五七度三〇分三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六九度三〇分二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二五度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七九度五、一メートルの地点まで引いた線、同地点から一八度三〇分二五〇度三、八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九五度二、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五六度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百七十三 皇座山三角点(北緯三三度五一一分一秒東経一三三度七分一秒)から三五〇度一、三六五〇メートルの地点から一六二度三〇分一、三九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五六度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

八九度六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四二度七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三〇分一、二〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から三五〇度一、三六〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域  
百七十五 長島赤石鼻から長島四代西方三角点（北緯三三度四七分三七秒東経一三二度三分）から一七二度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六六度三〇分一、一七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から鼻纏島灯台（北緯三三度四七分四秒東経一三二度二分二一秒）まで引いた線、同地点から三四〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三〇分七、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五八度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同島奈古屋埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百七十六 宇和島三角点（北緯三三度五四分一秒東経一三二度一分四五秒）から六一度三〇分五〇メートルの地点から一七九度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八二度三、八六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二度一、六八〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から六一度三〇分一、五二〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域  
百七十七 佐合島三角点（北緯三三度五二分四一秒東経一三二度三分四二秒）から一二六度一、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四五度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四二度五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度三〇分四、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六一度三〇分五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から佐合島北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百七十八 大平山三角点（北緯三三度五四分四一秒東経一三二度一分四四秒）から二二三度二、九〇〇メートルの地点から五五度に陸岸まで引いた線、同地点から二九四度一、二八〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百七十九 千坊山三角点（北緯三三度五七分八秒東経一三二度五八分三八秒）から一七八度四、二三〇メートルの地点から三三九度三〇分に引

いた線、同地点から二〇六度一、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九四度点から三三〇度二、三九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五三度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度三分から引いた線及び陸岸により囲まれた海域〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海域百八十 牛島殿様山三角点（北緯三三度五一分八秒東経一三二度二五秒）から一七度二、四九〇メートルの地点から一二六度三、九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五八度一、九〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から四、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇五度三分六、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一九度〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から一七度一、四九〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域百八十一 祝島三角点（北緯三三度四七分四秒東経一三一度五八分四七秒）から三三一度三〇分三、八五〇メートルの地点から一八度三、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度四、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六七度一〇、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一度六、一八〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から三三一度三〇分三、八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八度六、一八〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域百八十二 笠戸島三角点（北緯三三度五六分一四秒東経一三一度四九分三五秒）から九二度二、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から火振埼灯台（北緯三三度五五分四六秒東経一三一度四九分七秒）まで引いた線、同灯台から二八八度一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五六度に同三角点と馬島金崎とを結んだ線まで引いた線及びその交点から同三角点まで引いた線により囲まれた海域百八十三 馬島金崎から三〇三度五、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四〇度に大津島丸山埼と椎木岬（北緯三四度二分五〇秒東経一三一度三七分四八秒）から一六九度七、四〇〇メートルの地点から五一度に引いた線、同

地点から竜宮崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百八十五 野島三角点（北緯三三度五六分一秒  
東経一三一度四一分五三秒）から二五度三〇分  
三、〇〇〇メートルの地点から一一四度三〇分  
一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から一八四度一、五〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から二〇七度四、六〇〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から三〇三度  
三〇分三、六〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から〇度三、〇〇〇メートルの地点  
まで引いた線及び同地点から同三角点から二五  
度三〇分三、〇〇〇メートルの地点まで引いた  
線により囲まれた海域  
百八十六 小磯埼（北緯三四度四四秒東経一三一  
度二八分四七秒）から一七三度三〇分四、二八  
〇メートルの地点から〇度に引いた線、同地点  
から二四一度一〇、五〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から〇度三〇分四、四〇〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から五六度  
四、六〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸  
岸により囲まれた海域  
百八十七 日ノ山三角点（北緯三三度五九分四二  
秒東経一三一度二分三秒）から一二八度三  
〇分二、六〇〇メートルの地点から一五度に引  
いた線、同地点から月崎まで引いた線及び陸岸  
により囲まれた海域  
百八十八 日ノ山三角点から一五四度三、四〇〇  
メートルの地点から一八八度に引いた線、同地  
点から一九六度六、五〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から本山灯標（北緯三三度五  
二分五四秒東経一三一度一四分五九秒）まで引  
いた線、同地点から黒埼まで引いた線及び陸岸  
により囲まれた海域  
百八十九 本山岬から一六〇度二、〇四〇メート  
ルの地点まで引いた線、同地点から竜王山三角  
点（北緯三三度五七分二三秒東経一三一度一〇  
分五秒）から一九〇度五、一〇〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から三〇六度三〇分  
二、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から三五度に引いた線及び陸岸により囲まれ  
た海域  
百九十 火ノ山三角点（北緯三四度三一秒東経  
一三一度七分三七秒）から一四六度一、八〇〇メー  
トルの地点から一二四度三〇分及び三五五度  
に陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれ  
た海域  
百九十一 部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東  
経一三一度一分二三秒）から一〇一度六、九〇  
〇メートルの地点から三五度に引いた線、同地  
点から三八度五、一〇〇メートルの地点まで  
引いた線、同地点から二度三〇分に引いた線及  
び陸岸により囲まれた海域  
百九十二 部埼灯台から一四九度二、八〇〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から一八八度  
三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から二六五度に引いた線及び陸岸により囲ま  
れた海域

百九十三 鷺ヶ巣山三角点（北緯三三度五一分二  
五秒東経一三〇度五八分四〇秒）から一九度  
四、四〇〇メートルの地点から二七〇度に引い  
た線、同地点から三七度六五〇メートルの地点  
まで引いた線、同地点から八五度三、二八〇メー  
トルの地点まで引いた線、同地点から一八八  
度八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点  
から二三〇度四、〇〇〇メートルの地点まで引  
いた線、同地点から〇度、二〇〇メートルの  
地点まで引いた線、同地点から二七三度に引い  
た線及び陸岸により囲まれた海域  
百九十四 鷺ヶ巣山三角点から六一度一、四三〇  
メートルの地点から二七四度に陸岸まで引いた  
線、同地点から五五度三、三〇〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から一八八度三、一〇  
〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二  
五七度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲ま  
れた海域  
百九十五 井ノ浦港防波堤、同防波堤突端（北緯  
三三度五〇分四九秒東経一三〇度五九分二八  
秒）から鳶ヶ巣山三角点から一〇五度七、〇八  
〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一  
七七度一、五〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から二六一度五、七〇〇メートルの  
地点まで引いた線、同地点から二二二度に引い  
た線及び陸岸により囲まれた海域  
百九十六 二ヶ崎山山頂（北緯三三度四四分四九  
秒東経一三〇度五九分三秒）から六〇度六、  
一三〇メートルの地点から一二二度に引いた  
線、同地点から四七度六〇〇メートルの地点まで  
引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
百九十七 国見山山頂（北緯三三度三分四五秒  
東経一三一度一分三秒）から四四度一九、四〇  
〇メートルの地点から二四九度に引いた線、同地  
点から一五二度一二、五〇〇メートルの地点ま  
で引いた線、同地点から二〇七度に引いた線及  
び陸岸により囲まれた海域

百九十八 姫島灯台（北緯三三度四三分五〇秒東  
経一三一度四二分）から二四三度三〇分六、九五  
〇メートルの地点から二〇七度に引いた線、同  
地点から二八三度三、一五〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から二四度六、〇〇  
〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一  
〇二度五、八〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から同灯台まで引いた線及び陸岸に  
より囲まれた海域  
百九十九 八面山山頂（北緯三三度一九分四六秒  
東経一三一度一三分三六秒）から一二二度一九、  
七〇〇メートルの地点から一九六度に引いた  
線、同地点から九九度九、九〇〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から一七九度に引いた  
線及び陸岸により囲まれた海域  
二百〇〇 尾鷲東方山頂（北緯三三度三七分二八秒東  
経一三一度二九分九秒）から二八八度三〇分六  
〇、五〇〇メートルの地点から一七九度に引いた  
線、同地点から九九度三、五〇〇メートルの  
地点まで引いた線、同地点から一七七度に引い  
た線及び陸岸により囲まれた海域  
二百〇一 尾鷲東方山頂から二九四度三〇分六、七  
〇〇メートルの地点から一七七度に引いた線、  
同地点から四七度三、二〇〇メートルの地点ま  
で引いた線、同地点から一四五度に引いた線及  
び陸岸により囲まれた海域  
二百〇二 尾鷲東方山頂から三三五度六、一三〇メー  
トルの地点から一二二度に引いた線、同地点から  
四七度六〇〇メートルの地点まで引いた線及  
び陸岸により囲まれた海域  
二百〇三 尾鷲東方山頂から三四七度七、〇八〇メー  
トルの地点から一四九度に引いた線及び陸岸に  
より囲まれた海域  
二百〇四 尾鷲東方山頂から三五四度七、七〇〇メー  
トルの地点から一四九度に引いた線、同地点  
から四七度六〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から一四九度に引いた線及び陸岸に  
より囲まれた海域  
二百〇五 金比羅鼻（北緯三三度四〇分一四秒東経  
一三一度三九分三四秒）から三二度三、三四  
〇メートルの地点から一九〇度に陸岸まで引い  
た線、同地点から一〇六度二、八〇〇メートル  
の地点まで引いた線、同地点から二二七度に引  
いた線及び陸岸により囲まれた海域  
二百〇六 金比羅鼻から四五度一、五〇〇メート  
ルの地点から一七度三、四〇〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から一四四度五、七〇〇メー  
トルの地点から二二六度に引いた線、同地点  
から四七度二、一〇〇メートルの地点まで引い  
た線、同地点から七七度四、二〇〇メートルの  
地点まで引いた線、同地点から一四五度二、四  
一七八度に引いた線及び陸岸により囲まれた  
海域  
二百〇七 富来港防波堤、同防波堤灯台（北緯三  
三度三六分一秒東経一三一度四三分一秒）  
から二四三度三〇分六、九五〇メートルの地点  
まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域

二百〇八 亀崎から七五度一、三〇〇メートルの地  
点から二〇〇度に引いた線、同地点から一〇六  
度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地  
点から一九五度に陸岸まで引いた線及び陸岸  
により囲まれた海域  
二百〇九 亀崎から八七度三、六〇〇メートルの地  
点から一九五度に陸岸まで引いた線、同地点か  
ら一〇六度六〇〇メートルの地点まで引いた  
線、同地点から一九〇度に陸岸まで引いた線及  
び陸岸により囲まれた海域  
二百一〇 金比羅鼻（北緯三三度四〇分一四秒東経  
一三一度三九分三四秒）から三二度三、三四  
〇メートルの地点から一九〇度に陸岸まで引い  
た線、同地点から一〇六度二、八〇〇メートル  
の地点まで引いた線、同地点から二二七度に引  
いた線及び陸岸により囲まれた海域  
二百一一 金比羅鼻から四五度一、五〇〇メート  
ルの地点から一七度三、四〇〇メートルの地  
点まで引いた線、同地点から一四四度五、七〇〇メー  
トルの地点から二二六度に引いた線及び陸岸に  
より囲まれた海域  
二百一二 金比羅鼻から一七度三、四〇〇メー  
トルの地点から二二六度に引いた線、同地点  
から一四四度五、七〇〇メートルの地点まで引い  
た線、同地点から二三七度に引いた線及び陸岸  
により囲まれた海域  
二百一三 富来港防波堤、同防波堤灯台（北緯三  
三度三六分一秒東経一三一度四三分一秒）  
から二四三度三〇分六、九五〇メートルの地点  
まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域



地点まで引いた線、同地点から二五九度五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四一度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百三十七 野忽那島三角点(北緯三度五八分五秒、東経一三三度四一分一七秒)から二六度二、五〇〇メートルの地点から一五九度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇八度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六九度五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一一度一、一〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇八度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六九度五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同三角点から二六度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から二六度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

二百三十八 大館場島三角点(北緯三四度一分三八秒、東経一三二度五五分二四秒)から二三度三〇分三、七〇〇メートルの地点から一三五度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三四度五、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一一度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一一度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

二百三十九 安居島灯台(北緯三四度四分一三秒)から一一二度三〇分二、〇八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から二三度三〇分三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

二百四十 安居島灯台(北緯三四度四分一三秒)から一一二度三〇分二、〇八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から二三度三〇分三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線により囲まれた海域

二百四十一 大崎下島大浜東方三角点(北緯三四度一〇分四秒、東経一三三度四九分一秒)から二〇五度六、三〇〇メートルの地点を中心とする半径一、四〇〇メートルの円内の海域

二百四十二 別曾山三角点(北緯三四度一分五八秒、東経一三三度五三分四七秒)から三三五度三〇分五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度三〇分五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九八度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三九度二、五三〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百四十三 梶取鼻日山三角点(北緯三四度六分四四秒、東経一三三度五四分)から二六五度四、二〇メートルの地点から九三度三〇分に陸岸まで引いた線、同地点から三三五度五、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三五度五、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七八度三〇分七秒、二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六九度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四〇度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百四十四 梶取鼻日山三角点から五〇度四、二〇メートルの地点から一八二度に引いた線、同地点から四三度三〇分九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三〇分八五度四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六九度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百四十五 岡村島白草ノ峰三角点(北緯三四度二〇二三秒、東経一三二度五三分二〇秒)から二〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百四十六 岡村島白草ノ峰三角点から二八六度三〇分五〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百四十七 岡村島白草ノ峰三角点から二九四度三〇分二、七二〇メートルの地点から一五四度に岡村島まで引いた線、同地点から七九度三〇分一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四三度二、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三一度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同灯台から一二度三〇分二、〇八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四三度二、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三一度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同灯台から一二度三〇分二、〇八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三一度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点を中心とする半径一、四〇〇メートルの円内の海域

二百四十八 大下島三角点(北緯三四度一一分三四秒、東経一三三度五五分三五秒)から二七九度八六度三〇分五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同島西端(北緯三四度二一分一メートルの地点まで引いた線、同地点から一三九度六五〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百四十九 大下島三角点から五八度二、四〇〇メートルの地点から一九八度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十 大三島鷲ノ塔三角点から五八度二、四〇〇メートルの地点から二七〇度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十一 大三島鷲ノ塔三角点から五六度一、八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十二 大三島鷲ノ塔三角点から五六度一、八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十三 大三島鷲ノ塔三角点から五八度二、四〇〇メートルの地点から一九八度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十四 大三島鷲ケ頭山三角点(北緯三四度一四分二一秒、東経一三三度一分七秒)から五六度一、八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十五 大三島鷲ケ頭山三角点から一〇八度三、五六〇メートルの地点から同三角点から一七八度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十六 大三島鷲ケ頭山三角点から一三六度三、五六〇メートルの地点から同三角点から一七八度に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十七 大三島薬師山三角点(北緯三四度一二分一三秒、東経一三三度五八分八秒)から二一度三〇分に大三島まで引いた線、同地点から二一度三〇分に大三島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十八 近見山三角点(北緯三四度五分七秒、東経一三三度五八分一秒)から二五度三〇分に大三島まで引いた線、同地点から二一度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百五十九 馬島三角点(北緯三四度七分七秒東経一三三度五九分三八秒)から三三二度一、四六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から指手鼻(北緯三四度六分五七秒東経一三二六度八三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度四八〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二百六十 大三島楠ノ塔三角点から二二八度まで引いた線、同地点から二七五度四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三二度三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度四八〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から二三三一度









トルの地点まで引いた線、同地点から三四度三分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八度三〇分に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
○分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九度三〇分に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
三百五十一 鹿島大深山三角点から二七二度三〇分二、二〇〇メートルの地点から一〇四度三〇分に鹿島まで引いた線、同地点から三四度三〇分二、四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九一度三〇分に港則法に基づく土庄港の境界線まで引いた線、その交点から一八〇度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域  
三百五十二 鹿島大深山三角点から三五〇度三分四〇メートルの地点から九五度三〇分に小豆島まで引いた線、同地点から三五六度三〇分五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百五十三 沖ノ島北端（北緯三四度三分二〇秒東経三四度九分五〇秒）から九〇度に小豆島まで引いた線、沖ノ島南東端（北緯三四度三分一〇度東経三四度九分四六秒）から二七〇度六一分東経三四度九分四六秒）から九〇度に小豆島まで引いた線、同地点から一〇七度三〇分五〇度一七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七三度三〇分に小豆島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百五十四 太麻山三角点（北緯三四度二九四〇秒東経三四度一三分五秒）から三二一度四、三五〇メートルの地点から一七三度三〇分に小豆島まで引いた線、同地点から七一度一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六二度に同島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百五十五 小豆島妙見崎三角点（北緯三四度三五度四、三二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八六度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百五十六 星ヶ城三角点（北緯三四度三分四八秒東経三四度二〇分四五秒）から三四度六一分東経三四度九分五〇秒）から九〇度に小豆島まで引いた線、同地点から一一〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度三〇分一二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四五度一、七八〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百五十七 小豆島坂手港西方三角点（北緯三四度二七分五秒東経三四度一七分三九秒）から二七〇度三〇分二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八度三、一〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から同三角点から九一度六、四五〇メートルの地点まで引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海域

三百五十八 小豆島坂手港西方三角点から一九四度三〇分二、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三〇度三〇分に小豆島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百五十九 小豆島妙見崎三角点（北緯三四度二九六度六、九〇〇メートルの地点から一〇一度に小豆島まで引いた線、同地点から二七二度三〇度三〇分六、九〇〇メートルの地点から二二一度に陸岸により囲まれた海域

三百六十 小豆島坂手港西方三角点から二七二度三四〇分六、二〇〇メートルの地点から二五八度四五〇メートルの地点まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域

三百六十一 鹿島大深山三角点から一一五度三〇分四〇メートルの地点から二五一度に陸岸により囲まれた海域

三百六十二 星ヶ城三角点から九一度六、四五〇メートルの地点から一八八度三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七八度二、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度三〇分一二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四五度一、七八〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百六十三 長崎鼻（北緯三四度二三分五秒東経三四度九分九秒）から一六六度三〇分四秒東経三四度九分九秒）から二五一度に陸岸まで引いた線、同地点から四四度三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四五度八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百六十四 竜王山三角点（北緯三四度二分五度三〇分二、二八〇メートルの地点から二二〇〇度三〇分二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九四度二二〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百六十五 竜王山三角点（北緯三四度二二分五度三〇分二、二八〇メートルの地点から二二〇〇度三〇分二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九四度八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百六十六 竜王山三角点（北緯三四度二二分五度三〇分二、二八〇メートルの地点から二二〇〇度三〇分二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度三、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九四度八五〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百六十七 竜王山三角点（北緯三四度九分九秒）から一五五度三〇分四〇メートルの地点から二八八度三〇分に陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域

三百六十八 竜王山三角点（北緯三四度九分九秒）から一四六度三〇分四秒東経三四度九分九秒）から二五一度に陸岸まで引いた線、同地点から二五度三〇分一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度九三度一七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百六十九 虎ヶ峰三角点（北緯三四度一九分七秒東経三四度一五分四秒）から七一度、二五〇メートルの地点から二五二度三〇分に陸岸まで引いた線、同地点から二二九度二、六九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度三〇分一、六〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百七十 虎ヶ峰三角点（北緯三四度一九分七秒東経三四度一五分四秒）から七一度、一七二度八〇〇メートルの地点から二二八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三百七十一 引田鼻灯台（北緯三四度一四分一秒東経一三四度二四分四〇秒）から七度四、八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四二度七五

○メートルの地点まで引いた線、同地点から二度九七度一、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三度九七度四、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十二 引田鼻灯台から四八度三、〇〇〇メートルの地点から二三一度に引いた線、同地点から一〇度三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七九度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十三 引田鼻灯台から八三度〇分六、八〇〇メートルの地点から一八〇度に引いた線、同地点から八三度三〇分に引いた線、同地点から一八〇度に陸岸まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十四 大磯埼灯台（北緯三四度一〇分四八秒東経三四度八八分二九秒）から飛島南端まで引いた線、同島東端から孫崎灯台（北緯三四度一四分二一秒東経三四度三八分三六秒）まで引いた線、同灯台から島田島思崎まで引いた線、同島瀬ノ肩鼻（北緯三四度一五分七秒東経三四度三六分二三秒）まで引いた線、同地点から二六三度三〇分一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十五 大磯埼灯台から八三度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十六 大磯埼灯台から一六八度三〇分四五〇メートルの地点から一九四度三〇分四、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十七 吉野川口左岸突端（北緯三四度五分二秒東経三四度三六分九秒）から一二六度三〇分二、九〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域三百七十八 和田ノ鼻灯柱（北緯三四度三三秒東経三四度三八分五秒）から四六度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三六度まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

航路名	航路別表	航路名	航路別表	航路名	航路別表	航路名	航路別表
航路水道賀浦	航路水道賀浦	航路水道伊良湖	航路水道伊良湖	航路水道中瀬	航路水道中瀬	航路水道東戸	航路水道東戸

瀬戸内海							
瀬戸内海							

航路東高宇	航路東高宇	航路東戸	航路東戸
航路東高宇	航路東高宇	航路東戸	航路東戸

航路備瀨戸北航路	航路備瀨戸北航路
一大槌島島頂から五七度一、四五〇メートルの地点	一大槌島島頂から五七度一、四五〇メートルの地点
二大槌島島頂から一一七度三、〇〇〇メートルの地点	二大槌島島頂から一一七度三、〇〇〇メートルの地点
三大槌島島頂から一五度六、三五〇メートルの地点	三大槌島島頂から一五度六、三五〇メートルの地点
四大槌島島頂から一二一度六、二八〇メートルの地点	四大槌島島頂から一二一度六、二八〇メートルの地点
五大槌島島頂から一三二度二、七五〇メートルの地点	五大槌島島頂から一三二度二、七五〇メートルの地点
六 大槌島島頂から四九度一、八一〇メートルの地点	六 大槌島島頂から四九度一、八一〇メートルの地点
一小瀬居島島頂から三〇七度五〇メートルの地点	一小瀬居島島頂から三〇七度五〇メートルの地点
二 鍋島灯台(北緯三四度二一分五七秒東経一三三度四九分二十五秒)から一三二度三〇分一、二八〇メートルの地点	二 鍋島灯台(北緯三四度二一分五七秒東経一三三度四九分二十五秒)から一三二度三〇分一、二八〇メートルの地点
三 鍋島灯台から一九六度七六〇メートルの地点	三 鍋島灯台から一九六度七六〇メートルの地点
四 牛島灯標(北緯三四度二二分五度二二〇メートルの地点)	四 牛島灯標(北緯三四度二二分五度二二〇メートルの地点)
五 牛島灯標から二四六度一、一五〇メートルの地点	五 牛島灯標から二四六度一、一五〇メートルの地点
六 板持鼻灯台(北緯三四度一九分三三秒東経一三三度三九分四七秒)から五六度二、二七〇メートルの地点	六 板持鼻灯台(北緯三四度一九分三三秒東経一三三度三九分四七秒)から五六度二、二七〇メートルの地点
七 二面島灯標(北緯三四度一八分一三秒東経一三三度三七分二九秒)から三四七度六〇メートルの地点	七 二面島灯標(北緯三四度一八分一三秒東経一三三度三七分二九秒)から三四七度六〇メートルの地点
八 ○メートルの地点	八 ○メートルの地点
九 ○メートルの地点	九 ○メートルの地点
十 ○メートルの地点	十 ○メートルの地点
十一 ○メートルの地点	十一 ○メートルの地点
十二 ○メートルの地点	十二 ○メートルの地点
十三 ○メートルの地点	十三 ○メートルの地点
十四 ○メートルの地点	十四 ○メートルの地点
十五 ○メートルの地点	十五 ○メートルの地点
十六 ○メートルの地点	十六 ○メートルの地点
十七 ○メートルの地点	十七 ○メートルの地点
十八 ○メートルの地点	十八 ○メートルの地点
十九 ○メートルの地点	十九 ○メートルの地点
二十 ○メートルの地点	二十 ○メートルの地点
二十一 ○メートルの地点	二十一 ○メートルの地点
二十二 ○メートルの地点	二十二 ○メートルの地点
二十三 ○メートルの地点	二十三 ○メートルの地点
二十四 ○メートルの地点	二十四 ○メートルの地点
二十五 ○メートルの地点	二十五 ○メートルの地点
二十六 ○メートルの地点	二十六 ○メートルの地点
二十七 ○メートルの地点	二十七 ○メートルの地点
二十八 ○メートルの地点	二十八 ○メートルの地点
二十九 ○メートルの地点	二十九 ○メートルの地点
三十 ○メートルの地点	三十 ○メートルの地点
三十一 ○メートルの地点	三十一 ○メートルの地点
三十二 ○メートルの地点	三十二 ○メートルの地点
三十三 ○メートルの地点	三十三 ○メートルの地点
三十四 ○メートルの地点	三十四 ○メートルの地点
三十五 ○メートルの地点	三十五 ○メートルの地点
三十六 ○メートルの地点	三十六 ○メートルの地点

航路備瀬戸南航路	航路備瀬戸南航路
三 波節岩灯標(北緯三四度二〇分四二秒東経一三三度四二分四七秒)から九七度五、四〇メートルの地点	三 波節岩灯標(北緯三四度二〇分四二秒東経一三三度四二分四七秒)から九七度五、四〇メートルの地点
四 波節岩灯標から二〇一度四、九三〇メートルの地点	四 波節岩灯標から二〇一度四、九三〇メートルの地点
五 二面島灯標から一一〇度四、五八〇メートルの地点	五 二面島灯標から一一〇度四、五八〇メートルの地点
六 二面島灯標から一九三度一、六〇〇メートルの地点	六 二面島灯標から一九三度一、六〇〇メートルの地点
七 二面島灯標から二〇二度九二〇メートルの地点	七 二面島灯標から二〇二度九二〇メートルの地点
八 二面島灯標から一〇二度四、一七〇メートルの地点	八 二面島灯標から一〇二度四、一七〇メートルの地点
九 波節岩灯標から二〇七度四、四八〇メートルの地点	九 波節岩灯標から二〇七度四、四八〇メートルの地点
十 波節岩灯標から九一度五、〇八〇メートルの地点	十 波節岩灯標から九一度五、〇八〇メートルの地点
十一 牛島灯標から一二七度一、九四〇メートルの地点	十一 牛島灯標から一二七度一、九四〇メートルの地点
十二 鍋島灯台から一七八度一、六二〇メートルの地点	十二 鍋島灯台から一七八度一、六二〇メートルの地点
十三 鍋島灯台から一三二度三〇分一、二八〇メートルの地点	十三 鍋島灯台から一三二度三〇分一、二八〇メートルの地点
十四 小瀬居島島頂から三〇七度一、三一〇メートルの地点	十四 小瀬居島島頂から三〇七度一、三一〇メートルの地点

航路備瀬戸海峡島来	航路備瀬戸海峡島来
第一号から第十五号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第十一号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち第十六号から第二十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第十号に掲げる地点から三三二度三〇分に引いた線と水島港の南側の境界線とが交わる地点	第一号から第十五号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第十一号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち第十六号から第二十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第十号に掲げる地点と第二十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域の外の地域
則法に基づく水島港の南側の境界線により囲まれた海域	則法に基づく水島港の南側の境界線により囲まれた海域
一 次号に掲げる地点から三二〇度三〇分に引いた線と水島港の南側の境界線とが交わる地点	一 竜神島灯台(北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒)から一五六度二、四一〇メートルの地点
二 二面島灯標(北緯三四度一八分一三秒東経一三三度三七分二九秒)から三四七度六〇メートルの地点	二 竜神島灯台から一九七度二、五二〇メートルの地点
三 二面島灯標(北緯三四度六分二五秒東経一六〇メートルの地点)	三 来島白石灯標(北緯三四度七分三六秒東経一三三度五九分)から五九度一五〇メートルの地点
四 ウズ鼻灯台(北緯三四度六分四五秒東経一三二度五九分二八秒)から二一九九度一、六〇〇メートルの地点	四 ウズ鼻灯台(北緯三四度六分四五秒東経一三二度五九分二八秒)から二一九九度一、六〇〇メートルの地点
五 小島三角点(北緯三四度七分三六秒東経一三二度五八分五三秒)から五九度三〇分に引いた線と水島港の南側の境界線とが交わる地点	五 小島三角点(北緯三四度七分三六秒東経一三二度五八分五三秒)から五九度三〇分に引いた線と水島港の南側の境界線とが交わる地点
六 小島三角点から四九度六八〇メートルの地点	六 小島三角点から四九度六八〇メートルの地点
七 桧磯灯標(北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒)から二六度一、一八〇メートルの地点	七 桧磯灯標(北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒)から二六度一、一八〇メートルの地点
八 向笠島三角点(北緯三四度二四分二一秒東経一三三度四七分一秒)から二八度一、一八〇メートルの地点	八 向笠島三角点(北緯三四度二四分二一秒東経一三三度四七分一秒)から二八度一、一八〇メートルの地点
九 海域	九 海域

航路備瀬戸海峡島来	航路備瀬戸海峡島来
一 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線	一 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線
二 航路の南側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の南側の境界線	二 航路の南側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の南側の境界線
三 航路の西側の側方区域の南側の境界線	三 航路の西側の側方区域の南側の境界線

備讃瀬戸東航路	明石海峡航路	伊良湖水道航路	中ノ瀬戸航路
一 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二一度に引いた線以東の海域	一 航路の南東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の南東側の境界線から二三四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	一 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から二一度の方に向に一、五〇〇メートル以内の海域	端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海域のうち同地点から二二一度に引いた線以西の海域
二 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	二 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から三三四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	二 航路の南側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の南側の境界線から二二度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から三三四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域
三 航路の東側の出入口の境界線に接続する航路の南側の側方区域の東側の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	三 航路の東側の出入口の境界線に接続する航路の南側の側方区域の東側の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	三 航路の東側の出入口の境界線に接続する航路の西側の側方区域の東側の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二六五度に引いた線以北の海域	航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から二二一度に引いた線以西の海域
四 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二一度に引いた線以東の海域	四 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	四 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二六六度に引いた線以北の海域	航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から二二一度に引いた線以西の海域

宇高西航路	宇高東航路	備考
一 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から二二五度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	一 航路の北側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の北側の境界線から二二五度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	この表において側方区域とは、航路の側方の境界線から航路の外側二〇〇メートル以内の区域をいう。
二 航路の南側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の南側の境界線から二二五度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	二 航路の南側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の南側の境界線から二二五度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	
三 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二六六度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	三 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二六六度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	
四 航路の西側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の西側の境界線から二六六度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	四 航路の西側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の西側の境界線から二六六度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	円内の海域のうち同地点から二三三一度に引いた線以北の海域で同地点から二六四度に引いた線以南の海域

島來航路	備考
一 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から八三度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	円内の海域のうち同地点から二三三一度に引いた線以北の海域で同地点から二六四度に引いた線以南の海域
二 航路の東側の出入口の境界線に接続する側方区域の東側の境界線から五六度に引いた線以南の海域で同地点から八三度に引いた線以北の海域	この表において側方区域とは、航路の側方の境界線から航路の外側二〇〇メートル以内の区域をいう。
三 航路の東側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の東側の境界線から二四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	
四 航路の西側の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の西側の境界線から二四度の方向に一、五〇〇メートル以内の海域	